


Ver 1.4

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく 温室効果ガス吸収プロジェクト計画書

プロジェクト名	岡山県王子製紙間伐促進プロジェクト	
プロジェクト 代表事業者名	王子製紙株式会社	

提出日 2011年 8月 29日

受理日 2011年 8月 29日

最終版提出日 2011年 10月 19日

A: 参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	王子製紙株式会社(オウジセイシカブシキガイシャ)		
住所	東京都中央区銀座4丁目7-5		
代表者氏名	篠田 和久	担当者氏名	辻本 篤郎
担当者所属	資源戦略本部 企画管理部	担当者役職	グループマネージャー
担当者 E-mail	atsuo-tsujimoto@ojipaper.co.jp	担当者電話番号	03-3563-4567
プロジェクトでの役割	山林所有者、プロジェクト実行者およびオフセットクレジット口座管理者		
プロジェクト事業者 ※2			
事業者名(フリガナ)	王子木材緑化株式会社(オウジモクザイリョッカブシキガイシャ)		
住所	東京都中央区銀座4丁目7-5 王子製紙本館11階		
代表者氏名	宮崎 治夫	担当者氏名	荒井 均
担当者所属	営業本部 林業部	担当者役職	担当部長
担当者 E-mail	ARAI_HITOSHI@oji-timber.co.jp	担当者電話番号	03-3563-4166
プロジェクトでの役割	山林所有者、山林管理者およびモニタリング調査実行者		
プロジェクト参加者 ※3,4			
事業者名(フリガナ)	なし		
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
プロジェクトでの役割			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	王子製紙株式会社(オウジセイシカブシキガイシャ)		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 ※6	JP-100-20000-00001-00071-00		
ダブルカウントの防止の措置※7			
ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者等	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名: <u>王子製紙株式会社</u>		

ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p> <p>【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。</p> <p>あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p style="margin-left: 40px;"><input checked="" type="checkbox"/> ホームページ</p> <p style="margin-left: 80px;">ホームページ URL: <u>http://www.ojipaper.co.jp/</u></p> <p><input type="checkbox"/> 出版物(環境報告書/定期刊行物)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p>
----------------	--

	<p><input type="checkbox"/> 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p>【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p style="padding-left: 20px;"><input checked="" type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。</p> <p style="padding-left: 20px;"><input checked="" type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。</p> <p style="padding-left: 20px;"><input checked="" type="checkbox"/> 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。</p> <p style="padding-left: 40px;">制度名: _____</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> その他</p> <p style="padding-left: 40px;">具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p>
--	---

- ※1: プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- ※2: プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス吸収活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3: プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。
- ※4: プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5: オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- ※6: オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- ※7: オフセット・クレジット(J-VER)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款、並びに実施規則 1.4 クレジットの二重使用(ダブルカウント)を参照すること。

B:プロジェクト活動の概要①

B.1
プロジェクト活動

項目

B.1.1 プロジェクトの目的及び内容

岡山県にある王子製紙グループ社有林、“美作、高梁山林”を対象として、王子製紙、王子木材緑化共同にて間伐を促進し、二酸化炭素の更なる吸収を図る。また、これにより木材資源の有効活用と公益的機能の増進を図る。

B.1.2 プロジェクト実施前の状況

【森林の現況】

高梁山林

面積：ha

	令 級									計	
	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上		
ヒノキ		1.80		32.45	18.19	18.16					70.60
その他				6.97							6.97
人工林計		1.80		39.42	18.19	18.16					77.57
天然林	5.12			2.14	27.54	18.31				12.64	65.75
林地計	5.12	1.80		41.56	45.73	36.47				12.64	143.32
除 地											12.88
合 計											156.20

蓄積：M³

	令 級									計	
	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上		
ヒノキ		288		7,139	4,618	5,026					17,071
その他				996							996
人工林計		288		8,135	4,618	5,026					18,067
天然林				264	2,009	3,057				4,751	10,081
合 計		288		8,399	6,627	8,083				4,751	28,148

人工林面積の90%を占めているヒノキの令級は6～8令級に集中している。多間伐による長伐期複層林施業を指向しており、今後も計画的な間伐を継続して実施しなければならない。このうち、J-VER対象はヒノキ54.02haである。

美作山林

面積：ha

	令 級									計	
	8	9	10	11	12	13	14	15	16		17
スギ			16.14	0.73	2.44			0.20	0.30		19.81
ヒノキ	1.12	7.00	36.51	3.17		2.52		0.11		0.29	50.72
人工林計	1.12	7.00	52.65	3.90	2.44	2.52		0.31	0.30	0.29	70.53
天然林			0.54	3.89	2.25	1.37	4.28	0.82		0.49	13.64
林地計	1.12	7.00	53.19	7.79	4.69	3.89	4.28	1.13	0.30	0.78	84.17
除 地											0.36
合 計											84.53

蓄積：M³

	令 級									計	
	8	9	10	11	12	13	14	15	16		17
スギ			4,991	241	862			78	116		6,288
ヒノキ	243	1,667	8,701	862		759		34		100	12,366
人工林計	243	1,667	13,692	1,103	862	759		112	116	100	18,654
天然林			39	668	654	103	1,330	73		147	3,014
合 計											21,668

スギ・ヒノキの人工林の令級は10令級に集中し、間伐適期であるが、木材市況の低迷、林内作業路の不足による伐採搬出作業のコスト高から、間伐による保育施業は滞っていたが、2008年より計画的に実施している。このうち、J-VER対象はスギ12.69ha、ヒノキ27.70ha、計40.39haである。

B.1.3 排出削減・吸収の達成手段

①収支の改善

ほとんどの林小班において、補助金による原価圧縮がなければ間伐を推進できない状況である。本プロジェクトにより、J-VER クレジットの収入を獲得し、補助金への依存を軽減し、安定的・計画的な施業の推進の糧としたい。

②選木方法は定性間伐を原則とし、

- 1) 周囲の立木を被圧する成長の著しい立木
- 2) 劣勢木・形質不良木
- 3) うっ閉度が高く、力枝が接触している箇所
- 4) 林内照度が低く、林床に植生がなく土砂流出の危険性のある箇所において、本数率 20～35%、材積率 20～30%の間伐とする。

③長期経営方針

社有林の経営方針は、長伐期による複層林化を原則としており、裸地状態を発生させず、森林状態を維持することを基本方針としている。間伐は樹冠のうっ閉度、林床植生の繁茂状況を確認の上、概ね 10～15 年の間隔で行う。

【参考】

○高梁市森林整備計画

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法(抜粋)

- ・開始時期 立木の過度の競争関係を緩和することを旨として、施業体系により 17～21 年(ヒノキ)
- ・間伐率 本数率でおおむね 20%～30%(ヒノキ)
- ・回数 小径材、一般材生産では 4 回、大径材生産では 3 回

○美作市森林整備計画

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法(抜粋)

- ・開始時期 立木の過度の競争をかんわすることを旨として、18 年
- ・間伐率 本数率で 25%以上(スギ、ヒノキ)
- ・回数 3 回以上

【その他の削減・吸収達成手段】

特になし。

プロジェクトで使用する設備・機器等

B.2
採
用
技
術

機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
ポケットコンパス	(有)牛方商会 社	15 年	2000 年頃	コンパス測量機器
トゥルーパルス 360B	Laser Technology 社	15 年	2010 年 9 月	電子コンパス付きレーザー距離計兼、樹高測定器
モバイルマップー6	Magellan 社	15 年	2010 年 9 月	GPS 機能付きポケットコンピュータ
MapManagerPRO	株竹谷商事 社	15 年	2010 年 9 月	測量ソフト
GPSMAP 60 CSX	ガーミン社	15 年	2011 年 7 月	GPS
直径巻尺	ハイビスカス社	-	2010 年 4 月	胸高直径測定器具
輪尺	HISANAGA 社、 櫛田度器製作所	-	2000 年頃	同上

○輪尺については破損等で精度が落ちたと判断したら、更新(買換え)を行っている。

<p>B.3 プロジェクト実施場所</p>	<p>実施事業所および住所</p>	<p>①王子製紙(株)資源戦略本部植林部;東京都中央区銀座四丁目 7-5 ②王子木材緑化(株)営業本部林業部;東京都江東区新木場一丁目 1-1 ③王子木材緑化(株)米子営業所;鳥取県米子市熊党 345-2</p> <p>各山林地番情報 <u>高梁山林</u> 高梁市宇治 2308-(1,4,5,6,7,8)、2308-2、番所川向 2312-(1,4,5,6)、2312-2、番所家ノ上エ 2316-1、番所新立奥 2317-1、大タハ越シ 2318-1, 2、向 2320、2376、牡牛山 2321、ダンガメクビ 2322-1, 2、2334、ヒラウ子 2325、落合 2326、大下モ 2327、2328、平畝頭 2335-1,2、ソ子 2336、下ノ迫道ノ下 2339、下モノ迫 2340、下ノ迫道ノ下タ 2341、大沢田 2342、2379-(1,2)、家ノ向 2343、渡リノ向 2344、渡リノ下タ 2345、向ヒ迫道ノ下 2346、向ヒ迫 2347、向ヒ迫ノ上へ 2349、富貴山尻道ノ下 2350、下モノウ子 2352、富貴山 2353-(1,3)、2、迫 2356、田ノ平 2357、家ノ上へ 2358、家ノ上ウ子 2362、池ノ上 2363、家ノ上タ 2368、富貴山ノ尻 2371、富貴山尻水草 2372、向溝ノ上 2374、池ノ下タ 2378、大タハ越道ノ下 2380、池ノ奥 2381-1、2332、大沢田ノ口 2383、道下タ 2384、富貴山西平 2385、番所奥 2386-1,2、番所新立 2387-1,2</p> <p><u>美作山林</u> 美作市大原 673、674、688、693、695-1、584、602-1、670、675、676、687</p>
	<p>概要</p>	<p>【岡山県内位置図】</p>  <p>【高梁山林】</p>  <p>【美作山林】</p> 

B:プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間		2007年4月1日～2013年3月31日(6年0ヶ月)					
B.5 クレジット期間 ※1		2008年4月1日～2013年3月31日					
B.6 想定排出削減 ・吸収量 ※2	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	395.15	418.40	564.90	700.33	694.76	2,773
B.7 モニタリング報告の頻度		2011年度下期;2007～2010年度間伐実施箇所 2012年度下期;2011～2012年度間伐実施箇所					
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称	【高梁】 森林保全再生事業 造林事業 森林整備加速化・林業再生事業 【美作】 森林保全再生事業 森林整備加速化・林業再生事業					
	補助金額 (申請額含む)	【高梁】 5,966,972 円 【美作】 4,132,686 円					
	補助対象年月日	2007年4月1日～2011年3月31日					
	補助金を受給している ことを証明する書類	補助金交付確定通知書 など					
B.9 他制度への申請 ※3	申請の有無 (いずれかに○)	有 / 無					
	制度名 (有の場合のみ)						

備考	<p>①プロジェクトの吸収量やプロジェクトの実施に影響を与える現在もしくは将来的なリスク要因を特定する</p> <p>②各リスク要因に対する影響の軽減措置を記述する (リスクの例については、「記入要領」を必ず参照のこと)</p> <p>本プロジェクト実施対象地においては、森林火災の発生事例は確認されていない。山火事の多い春季には“山火事警防”の喚起を行っており、全山林にて火災保険に加入している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風被害により作業道が損傷することはあるが、林地崩壊等の森林被害は記録されていない。 ・病虫獣害では、シカによる食害が散見されるが、枯死に至るものはごく僅かである。 ・山林巡回は融雪時、台風後、近傍地域での災害情報入手時に王子木材緑化職員が実施している。 ・モニタリング計画(島根県森林調査簿データに準拠)の樹種・林齢・混交率・地位等について現地と一致していない箇所が発見された場合には、モニタリング調査時にデータを訂正し、吸収量算出の間違いが発生するリスクを回避する。 例えば、計画上でヒノキの純林と設定されていた小班がヒノキ、スギの混交であった場合、 <ol style="list-style-type: none"> 1) 樹種毎の面積を測量する 2) 追加調査により混交率を特定する 3) 保守性を確保するために成長量の少ない樹種の数値を使用するなどの措置をとる。 <p>以上の状況及び対策により、将来のリスク要因は低減されていると考える。</p>
----	---

※1: クレジット期間は、2008年4月1日～2013年3月31日の間で設定すること。

※2: 想定排出削減・吸収量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。なお、想定削減・吸収量は合計値において小数点以下を切り捨てること。

※3: 海外の VER 制度や都道府県等のCO2吸収量認証等、類似制度への申請の有無を記入。これは、一つのプロジェクトによる排出削減・吸収量に基づくクレジットが複数創出される等の、ダブルカウントを避けるためである。

C:適用方法論		
C.1 適用方法論	方法論番号	No. R. <u>001</u> ver. <u>4.1</u>
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)
C.2 方法論の適格性基準との整合性	条件	説明 ※1
	C.2.1 条件1	対象山林のすべてにおいて森林施業計画の認定を受けており森林法第5条に定める森林である。
	C.2.2 条件2	<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営活動が森林施業計画単位で申請されていることは森林施業計画(変更計画を含む)の申請書、認定書により証明する。 ・対象山林のすべてにおいて、クレジット発行対象期間内に土地転用、主伐が計画されていない事は、「森林施業計画に係る伐採等の届出書」にて証明する。 ・間伐対象地以外の土地で主伐が計画されている場合は、各市町村森林整備計画に則り、当該主伐後に適切な更新を行う。 ・モニタリング・検証にあたって、当該森林施業計画全体の伐採届、造林届を提出している。 ・間伐方法や間伐率は各市町村森林整備計画に則り行い、市町村が定義する間伐のみが対象となっている。B.1.3 にて既述の市町村森林整備計画の抜粋を参照。
	C.2.3 条件3	<p>1.施業計画および認定番号 【高梁山林】高梁市認定 No.18-1 (期間;2006/10/1~2011/9/31) 【美作山林】美作市認定 No.18-美作-1 (期間;2007/ 2/1~2012/1/31)</p> <p>いずれの山林においても、現行計画の期間満了後は計画期間が切れることなく次計画を提出する。</p> <p>2.森林認証 2007(H19)年 12 月 26 日付にて、SGEC 認証:JAFTA-020 を取得している。 有効期間:2007 年 12 月 26 日~2012 年 12 月 25 日</p>

C.3 適用するガイドライン等	C.3.1 ガイドライン等への準拠	(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>準拠の説明</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 全く準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 一部準拠しない*</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/> 全く準拠しない		<input type="checkbox"/> 一部準拠しない*		<input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する
準拠の説明	説明								
<input type="checkbox"/> 全く準拠しない									
<input type="checkbox"/> 一部準拠しない*									
<input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する									

	<p>C.3.2 ガイドライン等が複数ある場合の選択</p>	<p>(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインのモニタリングパターンを選択する場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 286 667 383">モニタリングパラメータ</th> <th data-bbox="667 286 906 383">モニタリングパターン</th> <th data-bbox="906 286 1361 383">選択の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="512 383 667 479">活動量</td> <td data-bbox="667 383 906 479"> <input type="checkbox"/> 森林 GIS <input checked="" type="checkbox"/> 実測 </td> <td data-bbox="906 383 1361 479">正確な面積を算定するため</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 479 667 658">拡大係数</td> <td data-bbox="667 479 906 658"> <input type="checkbox"/> 実測 <input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等 </td> <td data-bbox="906 479 1361 658">「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」における精度の高いデータを利用可能であるため。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 658 667 1066">収穫予想表</td> <td data-bbox="667 658 906 1066"> <input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYGS 等) <input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料(行政機関の資料・学術論文等) </td> <td data-bbox="906 658 1361 1066"> 文献名: 西山・阿部(2002)長伐期施業に対応する森林管理技術の研究－高齢林内におけるか草食性の現存量の推定と林分収穫予想表の作成－. 岡山試研報 18 (資料 4) 選定理由: 岡山県の森林育成指針作成事業として行われた研究結果であり、長伐期施業を想定して高齢林分も対象にした収穫予想表が作成されているため。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 選択理由の説明においては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。</p>	モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由	活動量	<input type="checkbox"/> 森林 GIS <input checked="" type="checkbox"/> 実測	正確な面積を算定するため	拡大係数	<input type="checkbox"/> 実測 <input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等	「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」における精度の高いデータを利用可能であるため。	収穫予想表	<input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYGS 等) <input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料(行政機関の資料・学術論文等)	文献名: 西山・阿部(2002)長伐期施業に対応する森林管理技術の研究－高齢林内におけるか草食性の現存量の推定と林分収穫予想表の作成－. 岡山試研報 18 (資料 4) 選定理由: 岡山県の森林育成指針作成事業として行われた研究結果であり、長伐期施業を想定して高齢林分も対象にした収穫予想表が作成されているため。						
モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由																		
活動量	<input type="checkbox"/> 森林 GIS <input checked="" type="checkbox"/> 実測	正確な面積を算定するため																		
拡大係数	<input type="checkbox"/> 実測 <input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等	「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」における精度の高いデータを利用可能であるため。																		
収穫予想表	<input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYGS 等) <input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料(行政機関の資料・学術論文等)	文献名: 西山・阿部(2002)長伐期施業に対応する森林管理技術の研究－高齢林内におけるか草食性の現存量の推定と林分収穫予想表の作成－. 岡山試研報 18 (資料 4) 選定理由: 岡山県の森林育成指針作成事業として行われた研究結果であり、長伐期施業を想定して高齢林分も対象にした収穫予想表が作成されているため。																		
<p>C.4 プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)</p>	<p>C.4.1 ベースラインシナリオ(BLS)の特定</p>	<p>(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明) 森林を適切な状態に保つために必要な間伐が 2007 年度以降に実施されていない状態。</p> <p>(ベースラインシナリオ特定に使用したデータの信頼性・入手可能性)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 1323 708 1420">データの信頼性・入手可能性</th> <th data-bbox="708 1323 1361 1420">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="512 1420 708 1473"><input type="checkbox"/> 低い</td> <td data-bbox="708 1420 1361 1473"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1473 708 1527"><input checked="" type="checkbox"/> 低くない</td> <td data-bbox="708 1473 1361 1527"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(森林施業計画通りに施業を実施しない可能性に関する情報)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 1599 746 1695">施業計画通りに実施しない可能性</th> <th data-bbox="746 1599 1361 1695">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="512 1695 746 1749"><input type="checkbox"/> 可能性がある</td> <td data-bbox="746 1695 1361 1749"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1749 746 1803"><input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない</td> <td data-bbox="746 1749 1361 1803"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(プロジェクトの対象である森林が転用される可能性に関する情報)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 1852 746 1906">転用の可能性</th> <th data-bbox="746 1852 1361 1906">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="512 1906 746 1960"><input type="checkbox"/> 可能性がある</td> <td data-bbox="746 1906 1361 1960"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1960 746 2013"><input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない</td> <td data-bbox="746 1960 1361 2013"></td> </tr> </tbody> </table>	データの信頼性・入手可能性	説明	<input type="checkbox"/> 低い		<input checked="" type="checkbox"/> 低くない		施業計画通りに実施しない可能性	説明	<input type="checkbox"/> 可能性がある		<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない		転用の可能性	説明	<input type="checkbox"/> 可能性がある		<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない	
データの信頼性・入手可能性	説明																			
<input type="checkbox"/> 低い																				
<input checked="" type="checkbox"/> 低くない																				
施業計画通りに実施しない可能性	説明																			
<input type="checkbox"/> 可能性がある																				
<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない																				
転用の可能性	説明																			
<input type="checkbox"/> 可能性がある																				
<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない																				

	C.4.2BLSに 関連した温 室効果ガス 排出源・吸収 源の特定	(温室効果ガス排出源・吸収源)	
		温室効果ガス排出源・吸収源	説明
		森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部バイオマス、地下部バイオマス
		上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源	なし
		リーケージに関しては、以下のリストから該当するものがあればボックスにチェックを入れること。また、チェックしたリーケージは、モニタリングプランにおいて定量化すること。	
		リーケージの種類	説明
		<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	なし
		<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	なし
		(温室効果ガス排出源・吸収源を特定するために使用した追加的な基準)	
		温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準	説明
		<input type="checkbox"/> 使用	
		<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない	
C.5 排出量・ 吸収量の定 量化	C.5.1 不確かなデータの 使用	(吸収量の定量化における不確かなデータの使用)	
		不確かなデータの使用	説明
	<input type="checkbox"/> 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収量の過大評価がないことを説明すること。)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない		
	C.5.2 モニタ リング対象とな らない排出 源・吸収源	(モニタリングプランを作成する上で、モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源が存在する)	
		モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源	説明
		<input type="checkbox"/> 存在する	
	<input checked="" type="checkbox"/> 存在しない		

C.6 モニタリングプロットの設置		<p>(モニタリングプロットの設定方法に関する記述)</p> <p>モニタリングプロットは、樹種別に1ha以上の林小班で30ha以下の団地を設定し、30ha毎に1箇所設置するが、尾根、沢など地形や生育状況が変化する可能性のある箇所においては、小班内であっても、それぞれについてプロット設定する。ただし、地域の状況により1ha以上の小班を選定するのが困難な場合は、1ha未満の小班を選定し、その場合、理由をモニタリング計画書の地位級の備考欄に記入する。</p> <p>また、モニタリングプロットの設置にあたっては、モニタリング方法ガイドラインに則り、該当小班の平均的な林相・地形を選定することとし、判断が困難である場合は、基本的に保守的な選定を行うこととする。</p> <p>天然広葉樹との混交状態になっている林分、成立本数が著しく減少した疎林については、周囲測量時に除外し、プロット対象地とはしない。また、天災等により林相が破壊された箇所についても対象林分から除外する。</p> <p>(モニタリングプロットに対応した資料の準備)</p> <p>森林計画図等により、施業を実施する小班内におけるモニタリングプロットの位置を明記した資料(添付資料3-3)を準備することとする。</p>
C.7 備考		

※1: 方法論の条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。

D:その他				
D.1 関連する許認可及び関連法令	<p>(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VER)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)</p> <p>なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。*届け出等が必要な場合は、届け出済みか、予定かを明記のうえ、予定の場合はいつごろ提出予定かも明示すること。</p>			
			該当しない	該当する*
	1	森林・林業基本法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第 9 条森林所有者としての責務 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)
	2	森林法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第 5 条地域森林計画 <input checked="" type="checkbox"/> 第 11 条森林施業計画 <input checked="" type="checkbox"/> その他(第 25 条保安林)
	3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4	種の保存法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5	鳥獣保護法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	6	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	7	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<p>1. 森林・林業基本法の理念に準拠し、森林の多面的機能の発揮、及び木材生産の生産性向上を通じての林業の持続経営に努める。</p> <p>2. 森林法に準拠し、森林施業計画の作成、保安林における間伐の届出を行う。</p>				
D.2 ステークホルダー(森林所有者、森林管理者、森林管理費用負担者等)のコメント	<p>当該プロジェクトにおいて対象とされる森林は、全てプロジェクト代表事業者およびプロジェクト事業者の所有地であり、外部のステークホルダーは存在しない。</p>			
D.3 その他特記事項	<p>森林認証取得山林(JAFTA-020)であり、認証マニュアルに則って生物多様性の保全を図っている。</p>			